

令和3年度 鶏卵の抗菌性物質残留調査の結果について

(令和3年 12月9日)

県では、安全・安心な鶏卵の生産を図るため、飼料添加物^(注1)の適正使用に係る指導の一環として、毎年度、採卵鶏農家の皆さん等の協力をいただき、畜産物中の抗菌性物質^(注2)の残留調査を実施しています。

令和3年度調査の結果、全ての検体で検査対象の抗菌性物質は検出されませんでした。

検査方法	畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法		
検査対象 抗菌性物質	テトラサイクリン系 マクロライド系 ペニシリン系 アミノグリコシド系		
農家戸数	鶏卵	1回目	20検体(20戸)
		2回目	20検体(20戸)
検査機関	佐久・伊那・飯田・松本・長野家畜保健衛生所		
検査期間	(1回目)令和3年7月6日～令和3年8月4日 (2回目)令和3年11月1日～令和3年12月1日		
検査結果	検査対象の抗菌性物質は検出されなかった		

注1) 飼料添加物

飼料添加物とは、次の用途のため飼料に添加されるものです。現在、156種が農林水産大臣により指定されています。(R2.5.29現在)

- 1 飼料の品質の低下の防止
- 2 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給
- 3 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進

注2) 抗菌性物質

抗生物質及び合成抗菌剤などのように、抗菌作用をもつ物質の総称です。現在、飼料分野においては、家畜の成長促進あるいは寄生虫などによる生産性低下を防止する目的に使用されています。

なお、鶏の場合は、ひなの期間だけ添加が認められています。

<ご協力いただいた採卵鶏農家の皆様へ>

調査に御協力いただきありがとうございました。

安全な畜産物生産のため、今後も飼料添加物の使用にあたっては、適正使用を心がけましょう。